

第5章 推進体制

1 庁内における推進体制

青少年の健全育成に関する庁内連絡会議により、知事部局と教育委員会、警察本部が連携・協力し総合的に施策を推進します。

2 北海道青少年健全育成審議会における調査審議

北海道青少年健全育成条例第45条に基づき、知事の附属機関として設置する、青少年関係団体や学識経験者、公募委員、若者公募委員等から構成する審議会において、青少年健全育成に必要な事項について調査審議等をいただき、施策を推進します。

また、毎年度、基本計画に基づく施策の推進状況を取りまとめ、同審議会に報告し、次年度以降の施策に反映することとしています。

3 国・市町村との連携

青少年の健全育成をはじめ、非行防止や環境整備などの施策の展開に当たっては、道だけではなく、国や市町村との連携が不可欠です。

青少年行政に係る国との情報交換や、国が実施する各種研修制度の活用を促進するなどして、効果的に施策を展開していきます。

特に、広大な面積を持つ北海道では、青少年非行防止等に関する啓発や立入調査などについて、道民に身近な施策を展開する市町村と連携して推進していくほか、情報の共有化を行います。

4 青少年関係団体との連携

道内の各地域には、野外活動や文化、スポーツなどで青少年の育成活動に積極的に取り組んでいる多くの団体があります。

学校教育の分野においても、各地域の校長会やPTA 連合会などの団体があります。

これらの団体は、青少年と直接関わりのある団体であり、健全育成の重要な役割を担っています。

こうした団体との情報共有や協働を進め、青少年の健全育成を支えるネットワークを広げていきます。

5 関係業界との連携

青少年を対象に事業活動を行う事業者は、その与える影響を十分に考慮し、青少年の健全育成の観点から事業活動に適切な措置を講じることが求められます。

青少年の健全育成に向けた事業者の自主的な取組が促進されるよう、関係業界と積極的に連携し、適切な情報提供や啓発に努めます。

また、青少年を雇用する事業者等に対しても、青少年の健全育成に向けた啓発を進めます。

6 地域における連携

青少年の健全育成には、家庭・学校・事業者・地域社会・行政機関等によるそれぞれの取組が重要ですが、関係機関が一丸となり、各方面からのきめ細やかな対策を行うことで、より効果のある取組となります。

各地域の実情を踏まえ、関係機関間の情報共有や協働など、地域全体で青少年の健全育成を見守り支えるネットワークづくりをすすめます。

7 施策の推進状況等の進行管理

青少年の健全育成は、道民の皆さんの参画や協力のもと、社会全体が一体となって進めていくことが重要です。

道が行う、青少年健全育成に関する各施策の推進状況を定期的に把握・検証し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、施策の推進状況を公表し、道民総ぐるみの青少年健全育成活動を推進していきます。